生活衛生同業組合に加入しましょう

組合加入及び日本政策金融公庫のせいえい融資申込について、詳しいことは、下記の組合又は指導センターへお尋ね下さい。

高松市内(087)

組合名等	所在地	電話番号
香川県美容業生活衛生同業組合	高松市松縄町1091番地３	８６７－３５１０
香川県理容生活衛生同業組合	高松市松島町１丁目13－10 カントビル2F	８３４－７６４９
香川県クリーニング業生活衛生同業組合	高松市木太町２区1793－１	８６１－３２９６
香川県興行生活衛生同業組合	高松市常盤町1－4－6(ロッポニカ高松)	８３４－７１２７
香川県公衆浴場業生活衛生同業組合	高松市塩上町２丁目５－22	８３５－９１２３
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合	高松市西の丸町10－15 西の丸ビル3Ｆ	８５１－２６６１
香川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	高松市香南町岡58	８７９－１３０８
香川県食肉生活衛生同業組合	高松市郷東町587－197	８３２－８９８０
香川県社交飲食業生活衛生同業組合	高松市古馬場町7－7 宇野ビル(BARふくろう)	８２３－３９２５
香川県飲食業生活衛生同業組合	高松市田町１－12　佃ビル２Ｆ	８３３－８４５４
香川県中華料理生活衛生同業組合	高松市片原町2－10(中華料理北京新館内)	８２２－２５２５

❑組合加入のメリット（融資の一例）

振興事業貸付

厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方がご利用いただけます。

生衛改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）

		ご融資額	ご返済期間
無担保 無保証人	設備改善のために必要な設備資金及び運転資金が対象	2,000万円以内	運転資金(７年以内) 設備資金(10年以内)

常時使用する従業員の数が5人(旅館業及び興行場営業にあたっては20人)以下の会社または個人の方がご利用いただけます。

◆生活衛生同業組合か生活衛生営業指導センターの推せん書が必要です。

○環境対策関連貸付
○生活衛生セーフティネット貸付
○健康・福祉増進貸付　等

他の制度とは別枠でご利用いただけます。

◆生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」及び「事業経営改善計画書」が必要です。

詳しいことは、「生活衛生融資のご案内」をご参照下さい。

ご相談はお気軽に

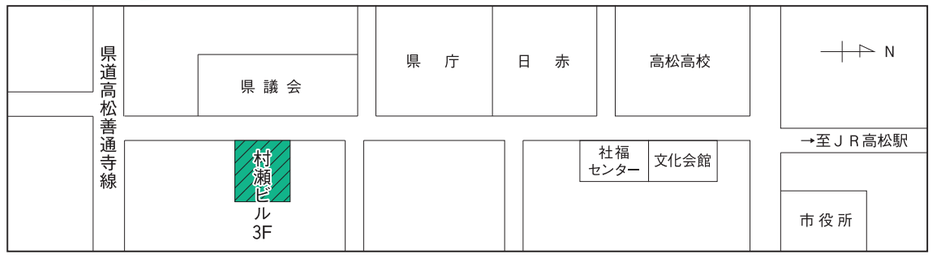

公益財団法人　**香川県生活衛生営業指導センター**

〒760-0018　高松市天神前６番地34号　村瀬ビル３Ｆ

TEL (087)862-3334　FAX (087)835-1518

URL　https://seiei-kagawa.jp/

2022.12.1

せいえい融資のご案内

◎日本政策金融公庫せいえい融資の「一般設備貸付」を申し込む方は

申込設備資金の金額が500万円を超える場合は、公益財団法人　香川県生活衛生営業指導センター理事長の推薦書が必要です。

ご利用できる方

生活衛生関係営業を営んでいる、次の事業規模に該当する方がご利用いただけます。

対象業種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数(会社又は個人)
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業　理容業 美容業　一般公衆浴場業 サウナ営業	5,000万円以下	100人以下
食肉販売業　食鳥肉販売業 氷雪販売業	5,000万円以下	50人以下
ホテル・旅館営業	5,000万円以下	200人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

（注）１．食肉卸売業、食鳥肉卸売業、氷雪卸売業の場合は、１億円以下・100人以下。
２．従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）及び家族従業員（配偶者及び二親等内の親族）を含みません。

ご融資の対象設備

１．店舗等及び土地の取得に要する資金の融資対象範囲

借入申込者の区分 ＼ 資金の使途		店舗等の新築、増改築改装及び機械・器具等の購入に要する資金	「既存の店舗等」以外の店舗取得に要する資金	「既存の店舗等」の取得に要する資金	土地の取得に要する資金（注２）
既存の業者	支店開設以外の場合	○	○	○	○
既存の業者	支店開設の場合	○	○	○	○
新たに営もうとする者	独立開業者の場合（注１）	○	○	○	○
新たに営もうとする者	新規開業者の場合	○	○	○	○

○印は融資対象

（注１）独立開業に必要な経験年数等……従業証明書（雇主発行）が必要です。
①　現在雇用されている生活衛生関係営業に継続して６年以上勤務している方
②　現在雇用されている生活衛生関係営業及びその営業と同一の業種に通算して10年以上勤務している方

（注２）店舗等の新築、増改築、改装、買い取り等に伴って必要な範囲に限られます。

◎　店舗等の借用に要する場合借用のための敷金、権利金、入居保証金は対象となります。
（家賃、手数料は対象になりません。）

ご　融　資　限　度　額

（一般貸付）

業　　種	ご　融　資　額
飲食店営業　喫茶店営業 食肉販売業　食鳥肉販売業 氷雪販売業　理容業　美容業	7,200万円以内
一　般　公　衆　浴　場　業	3億円以内
2 施設以上の場合	4億8,000万円以内
ホ　テ　ル　・　旅　館　営　業	4億円以内
興　行　場　営　業 サ　ウ　ナ　営　業	2億円以内
ク　リ　ー　ニ　ン　グ　業	1 億2,000万円以内
ご返済期間（うち据置期間）	13年以内（1 年以内） 〔一般公衆浴場業は30年以内〕

有利な条件でご利用できます

ご 融 資 の 条 件

◆利　　率…ご利用の際に窓口でおたずねください。
◆返 済 方 法…原則として元金均等返済。
◆保　証　人…個人…連帯保証人は不要です。
　　会社…原則として代表者の連帯保証が必要です。
◆担　保　等…必要に応じて提供していただきます。

公庫利用のメリット

◆ご返済期間は長期で、低利な固定金利となっておりますので、計画的な返済ができます。
◆新たに事業を始める方にもご利用いただけます。
◆無担保・無保証人での融資をお取り扱いしています

ご 融 資 の 申 込 方 法

1．申込の順序

① 借入申込金額が、500万円以下の場合は、直接、日本政策金融公庫へお申込みください。

② 各生活衛生同業組合の組合員である方と、組合に未加入の方とでは、申込みのルートが違います。

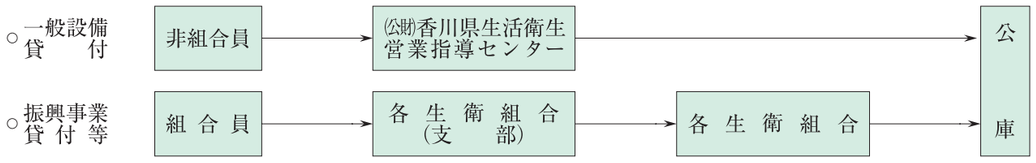

2．必要書類

推薦書の交付を受けるのに必要な書類

区分 ／ 必要書類等	既に営業されている方 組合加入	既に営業されている方 組合未加入	支店開設	新規開業	独立開業
借入申込書	○	○	○	○	○
推薦書交付願	○	○	○	○	○
設備等の見積書・図面	○	○	○	○	○
営業許可証又は、確認書	○	○	○	—	—
営業証明書	○	○	○	—	—
衛生管理の状況	○	○	○	○	○
勤務証明書	—	—	—	—	○
事業計画書	—	—	○	○	○
登記簿謄本・決算書・確定申告書	○注	○注	○注	—	—
申込場所	生衛組合事務局	公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター			

※注意事項◆借 入 申 込 書　借入申込人の住所と営業店舗の住所を確認。
　　借入金額の訂正は不可。

◆センター理事長推薦書交付願　借入申込書と同じ印鑑・法人は法人代表者印。
　　保証金・内外装費など、開業・改装に必要な設備を項目ごとに記入（仕入材料や家賃などの運転資金は含まない）

◆契　約　書　土地店舗借用の場合で、未契約の場合は重要事項説明書、念書、覚書等でも可。（不動産業者等の証明が必要）

◆見　積　書　業者の発行した、工事や、什器・備品等の見積書が必要。

◆平　面　図　工事後の構造設備がわかる見取り平面図が必要。

◆営業許可書又は、確認書　写で可。

◆営 業 証 明 書　「営業許可書」ではありません。過去 3 年間における行政処分の有無を記載した保健所が発行する証明書。

◆衛生管理の状況　様式Ａ　飲食店営業（飲食業・社交飲食業・鮨商）
　　ホテル旅館・食鳥肉販売業・食肉
　　様式Ｂ　美容業・理容・クリーニング業・公衆浴場業・興行

◆勤 務 証 明 書　独立開業の場合、雇用主が発行した証明書が必要。

◆事 業 計 画 書　事業計画書

◆○注　法人の場合は、登記簿謄本、決算書（写）決算後 6 ケ月以上経過している場合は試算表も必要。法人が支店開設の場合も同様。個人で既営業者は、確定申告書が必要。